

令和 7 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 179 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について・・・ 1
- 2 議案第 180 号 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について・・・ 11

◎ 所管事項説明

- 1 「部落差別解消条例(仮称)」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正の検討について・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 「三重県性暴力の根絶をめざす推進計画(仮称)」の策定について・・・・・・・・ 19
- 3 「三重県自転車安全利用条例(仮称)」の制定の検討について・・・・・・・・ 21
- 4 「第 12 次三重県交通安全計画」の策定について・・・・・・・・・・・・ 25
- 5 「第 4 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の策定について・・・・・・・・ 29
- 6 「三重県循環型社会形成推進計画」(中間案)について・・・・・・・・・・・・ 33
- 7 「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について・・・・・・・・・・・・ 37
- 8 「三重県地球温暖化対策総合計画」の進捗状況及び見直しについて・・・・・・・・ 39
- 9 「第 10 次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理について・・ 43
- 10 各種審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

別冊 1 三重県循環型社会形成推進計画(中間案)

別冊 2 三重県地球温暖化対策総合計画の進捗状況について

令和 7 年 12 月 15 日
環境生活部

1 議案第 179 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について

1 議案

議案第 179 号 「三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県交通安全研修センター」について、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県交通安全研修センター条例（平成 7 年三重県条例第 5 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

（1）施設名称 三重県交通安全研修センター

（2）設置場所 三重県津市垂水 2566 番地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市高茶屋四丁目 48 番 8 号

名 称 一般財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 稲垣 清文

5 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

（1）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 7 年 8 月 15 日から 9 月 22 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

所在地 三重県津市高茶屋四丁目 48 番 8 号

名 称 一般財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 稲垣 清文

（2）指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

①選定委員会構成員

委員長 森泉 慎吾（帝塚山大学心理学部心理学科 准教授）

委 員 黒田 朱里（公認会計士・税理士）

委 員 九鬼 一訓（三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会 顧問）

委 員 菅尾 裕子（（一財）三重県老人クラブ連合会 常務理事兼事務局長）

委 員 服部 高明（（一社）三重県私立幼稚園・認定こども園協会 会長）

②審査の経過

令和7年 8月 4日 第1回選定委員会（審査基準及び配点表の作成）

令和7年10月21日 第2回選定委員会（審査）

③提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容および審査の概要」のとおりです。

④審査結果（評価点数 2,900 点満点）

一般財団法人三重県交通安全協会（評価点 2,296 点）

⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市高茶屋四丁目48番8号

名 称 一般財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 稲垣 清文

⑥選定した理由

三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会での審査結果である評価点および下記の委員意見から総合的に判断し、一般財団法人三重県交通安全協会が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・一般財団法人三重県交通安全協会は、センターが果たすべき目的や役割を十分に理解したうえで、具体的なかつ実現可能な提案をしており、指定管理者としての意欲や責任が感じられる提案内容であった点が評価できる。
- ・一般財団法人三重県交通安全協会は、その所持する地域に広がるネットワークや実績、ノウハウ等を活かし、適切かつ安定的な管理運営が十分に期待できる。また、センターの強みである交通安全教育設備・機器を活用した参加・体験・実践型教育を重要視した研修を提案していた点が評価できる。
- ・一般財団法人三重県交通安全協会は、専門的な知識を有する職員が子どもから高齢者まで全世代を網羅したカリキュラムに基づく研修を実施し、その時の事故状況等を分析、反映させた利用者のニーズに沿う高水準の研修が実施可能である。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、交通安全活動に対するノウハウやネットワークを活用し、交通情勢や法整備の変化に的確に対応したきめ細かな交通安全教育の提供や市町に対する支援が期待できるほか、県民サービスの向上等の効果が見込まれます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- ①県施策への配慮
- ②情報公開および個人情報保護
- ③第三者による実施
- ④施設利用者の意見等の反映
- ⑤リスク分担
- ⑥業務計画書の提出
- ⑦業務報告書の提出
- ⑧事業報告書の提出
- ⑨実施状況の調査、指示等

9 今後のスケジュール（案）

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和7年12月	指定管理者の指定
令和8年 3月	協定書の締結
4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容および審査の概要

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
				一般財団法人三重県交通安全協会	評価点
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。			40点×5人 =200点		176点
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針及び5年間の方向性（ビジョン）が、県の運営方針と合致しているか。	施設運営の基本的な方向性（運営方針） ・交通安全教育をより効果的、効率的に三重県内全域に普及させていくため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせていくこと。 ・交通事故から身を守る理論（知識）を習得した上で、その理論（知識）を実践に結びつける能力（技能）を高めるために不可欠な教育手法である参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性について周知し、利用拡大を図ること。 ・専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設、設備の強みを生かした団体研修に特化し、研修受入者を増やすとともに交通安全教育の充実を図ること。		交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪を広げ、交通事故による死者数の減少に貢献するとともに県の施策に寄与するセンターを目指します。 (1) 管理運営の総合的な基本方針 ・施設の特性を最大限に発揮し、利用者のライフステージに応じた段階的・体系的な交通安全教育を行います。 ・特別研修の開催や指導者用指導マニュアルの作成配付、指導のノウハウを提供し、交通安全指導者の養成・レベルアップを図ります。 ・団体研修に特化した施設として、設備や運営体制を整え、安全・安心なサービスの提供に努めます。 ・交通安全協会のネットワークを活用し、各地域の交通情勢や課題を吸い上げ、地域の特性に応じた研修、指導者養成を図り、全ての県民が交通安全教育を受ける公平な機会の確保に努めます。 ・利用者アンケート等により満足度や意識の変化、県民ニーズを把握し、センター運営に係る検証等、事業評価を適正に行うことにより、PDCAサイクルによる継続的な業務改善を行います。 (2) 利用者の公平・公正な利用 ・組織ネットワーク、SNSやホームページを活用し、施設の利用促進を図るとともに交通事故情報の提供等を行います。 ・参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性や、センター及びその活動内容の周知を図るため、県内の企業・団体等に対し、積極的な広報活動を行い、利用者の拡大を図ります。 (3) 協会の社会的責任 ・法令遵守、個人情報保護を徹底するとともに、毎日の設備機器等の点検、防災マニュアルに基づく避難訓練等の実施により利用者の安全を確保します。 (4) 現状に対するアセスメント ・地域で活躍する交通安全指導者養成、指導者のスキル向上や新たな指導者確保のため、センターで研修対象者別マニュアルを作成し、地域や職域、教育現場で対応ができる指導者養成専門機関として施設の運営を進めます。 ・高齢者の利用、高齢者交通安全指導者の養成を拡充するため、高齢者重点プログラム事業を推進し、関係機関、高齢者用交通安全教育資料での情報の提供等を推進します。 ・ホームページやSNS、メールマガジン等を活用した情報発信を継続・強化するとともに、企業・団体への積極的な周知・PR活動を展開し、センターの認知度向上と利用促進を図ります。	
②利用者の公平、公正な利用	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか。				
③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境配慮への対応は適切か。				
④現状に対するアセスメント	的確な現状把握や課題把握が行われ、適切な対応（改善方法）が提案されているか。				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
			一般財団法人三重県交通安全協会	評価点
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。		340点×5人 =1,700点		1,337点
①交通安全教育の実施に関する業務	対象別の参加・体験・実践型の研修に関し、適切な方策が提案されているか。 法令の改正等や事故実態等を反映した研修を実施するため、適切な方策が提案されているか。 指導者養成・資質向上事業に関し、適切な方策が提案されているか。 高齢者重点プログラム事業に関し、適切な方策が提案されているか。 パーク・アンド・バスライド方式シニアラーニングの充実に関し、適切な方策が提案されているか。 子ども（未就学児及び小中学生）向け事業に関し、適切な方策が提案されているか。 特定の季節や、社会情勢等の課題に対応した特別研修に関し、適切な方策が提案されているか。	①交通安全教育の実施に関する業務 - 対象とする受講者と研修目的を明確にした複数のカリキュラムを作成のうえ、研修を行うこと。特に、学校や幼稚園の教諭、保育所の保育士など、教育等の現場における指導者に対するカリキュラムについては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校という区分ごとに、個別にカリキュラムを作成すること、さらに、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、受講者の発達段階等に応じた飲酒運転防止内容を取り入れて研修を行うこと。また、受講者の発達段階等に応じ、自転車の安全利用について、ヘルメット着用を含む交通ルールに関する研修を行うこと。 - 指導者の特性及び段階に応じ、その指導者が指導の対象とする者なども考慮した複数のカリキュラムを作成のうえ、研修を行うこと。また、養成した指導者が地域で指導を行う際のマニュアルを3類型作成し、養成者に提供すること。 - 高齢者の受講しやすさに配慮したうえで、現有施設・設備を有効活用することにより、地域等では受講できない研修を実施すること。 - 全国的な傾向として、登下校などでひとり歩きの始まる年齢層における歩行中事故が多いことや、県内の子どもの事故要因に歩行時の飛び出しや自転車の交差点安全進行義務違反が多いといった傾向をふまえたカリキュラムを作成し、参加・体験・実践型の研修を実施すること。 - 特別研修は、年間、2テーマ以上、各1回以上実施すること。	(1) 交通安全教育の実施に関する業務 「交通安全教育を幼児から高齢者まで、すべての県民に」をモットーに、一人一人に寄り添った参加・体験・実践型の研修を実施します。 - 交通事故の実態分析や各事業の研修内容の検証を通じて、対象ごとに最適な重点配分を検討し、個々のニーズに応じた研修カリキュラムを充実させ、事業を展開します。 - 教育などの現場指導者、事業者等の交通安全指導者等、対象に応じた研修を実施するとともに、研修受講者聴取内容等から「指導者養成カルテ」を作成し、必要に応じて研修センターから資料を提供する等のサポートを行うことにより指導者養成・資質向上に取り組みます。 - 各市町や社会福祉協議会等からバスによる研修者輸送の協力を得て、パーク・アンド・バスライド方式シニアラーニングを実施し、歩行者・自転車乗用中・ドライバーとしての各立場における危険行動の理解と現状の運転能力を把握する機会を提供します。 - 子ども向けに「知る」だけでなく、「体験して身に付ける」研修を実施し、模擬道路やシミュレーターを活用した実践的な学習を実施します。 - 夜間特別研修、自転車教育指導者研修会、自動車安全運転競技会を実施し、指導者養成及びセンターの集客広報に努めます。	

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
			一般財団法人三重県交通安全協会	評価点
②交通安全にかかる情報・資料の収集及び提供に関する業務	ホームページの管理・運営に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか。 交通安全グッズの作成・配布等について、適切な提案がなされているか。 集客活動（企業・団体等への周知・PR）について具体的な方策が提案されているか。 ホームページ及びSNSの活用等により施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか。 市町実務担当者向け研修の実施に関し、効果的で具体的な方策が示されているか。 交通指導者用マニュアル作成に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか。 県民への情報提供（メールマガジン）に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか。 交通安全DVDの貸出業務に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。	②交通安全に関する情報・資料の収集及び提供 ・センターの紹介、研修の案内、交通安全情報の提供、施設の予約状況のページなどを作成し、定期的に更新を行うこと（1月に少なくとも1回以上）。 ・また、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行うとともに、最新の情報を提供すること。 ・幼稚園、保育所、小学校等子ども向け及び高齢者研修実施時に受講者に配布できる数量を作成すること。最低1種類は、「センターシンボルマスコット『みまも』」を使用したものとするともに、毎年、県に作成結果等を報告すること。また、グッズ配布の有効性や活用の実態等について、毎年度、検証を行うこと。 ・1年間で120団体（社）以上へセンター及び活動内容の周知・PRを実施し、利用拡大取組を実施すること。 ・重大な交通事故が起こった際等、交通情勢等を鑑みた情報発信を行うこと。 ・また、市町、地域の交通安全教育指導者などと連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性の周知及びセンターの認知度の向上に努め、団体研修受講の利用拡大に努めること。 ・県が「市町担当者会議」を開催する際に、現有施設・設備の強みを生かした体験等を盛り込んだ内容で、研修を実施すること。 ・交通指導者用マニュアルには指針に加えて、「指導者養成・資質向上事業」の内容をフィードバックするとともに、実践的に有効活用できるものとする。 ・「子ども向け」、「一般ドライバー向け」、「高齢者向け」の3類型それぞれA4、20P以上の内容とし、毎年度最低1回、時勢の課題、法改正等について反映した改訂版を発行すること。 ・メールマガジンには、最新の三重県の交通事故状況、法改正、季節要因等を取り入れた内容とするともに、交通安全指導者的な視点も含めたものとし、団体研修受講者等に案内を行い、希望者に毎月1回以上配信すること。 ・毎年度2本以上新作の交通安全DVDを購入するなど、最新の情報を提供できるようにすること。	(2) 交通安全に関する情報・資料の収集及び提供 ・ホームページでは施設・研修紹介、交通イベント、利用者の声、交通安全DVDの貸出、自動車関連ニュース速報等を案内し、X（旧ツイッター）では交通死亡事故発生速報、改正道路交通法の解説、研修状況等の情報を発信します。 ・センターシンボルマスコットの「みまも」を使用した「みまもシール」、「みまもバッジ」を作成し、研修受講者に対しては、身に着けやすい反射キーホルダーやアームバンド等を配付する等、研修後も日常的に活用しやすく広報に繋がるものを模索します。 ・県内18の各地区交通安全協会、関係機関・団体、県・市町教育委員会等のネットワークを通じた集客活動を実施し、センター近隣の保育所、幼稚園、小中学校の学習の一環として研修受講を働きかける等の取組を行います。 ・センター内に、交通事故日報、交通死亡事故発生状況等を分析・研究する「分析・企画・開発チーム」を設置し、重大事故から読み取れる注意点や役立つポイント等をメールマガジンで配信するとともに、分析結果を研修カリキュラムに反映する等、効果的な研修の実施に取り組みます。 ・幼稚園、小学校、企業等へDVDを貸出し、各施設等で交通安全教育が実施できるようサポートするとともに、歩行、自転車乗中、飲酒運転、危険予測、高齢者等、様々なカテゴリーから選べるようDVD内容を紹介したリストをホームページに掲載し、おすすめ作品の紹介や利用者の声を掲載します。 ・リピーターを増やすため、玄関や1階エレベーター前に大型案内ボードを設置し利用しやすい環境を整え、経験豊富な指導員が研修を実施することで幅広い世代の利用者に対してきめ細やかな指導を行い、利用者の満足度の向上を図ります。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
				一般財団法人三重県交通安全協会	評価点
③利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか。	③同左		(3) 利用者サービス向上のための施策（独自提案）について センターの業務運営で目指すことは、幼児から高齢者まで全ての県民に対する交通安全教育の実施であり、すべての利用者が満足し再度訪れたいと考えるリピーターを増やすための取組を実施します。 ・玄関や1階エレベーター前に大型案内ボードを設置し利用しやすい環境を整えます。 ・経験豊富な指導員が研修を実施することで幅広い世代の利用者に対してきめ細やかな指導を行い利用者の満足度の向上を図ります。 ・アクセス方法、施設紹介、研修内容等の詳細を示したポスター、ガイドブック等を作成・提供し、ホームページには詳細なアクセス方法を掲示する等、利用者の利便向上に配慮します。 ・センターキャラクター「みまも」をアピールし、センター内レイアウト、各種ガイドブック、ポスター、ホームページ等に使用することにより、子どもから高齢者まで身近で楽しい交通安全教育を展開します。	
④事業評価、利用者の声の把握と管理運営への反映体制	事業に対する評価・検証の体制、利用者の声の把握及び事業への反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか。	④事業計画書に基づき実施した事業については、業務が適切であるかどうかについて評価検証を行い、評価結果をその後の事業に反映させ、事業内容を継続的に改善すること。		(4) 事業評価、利用者の声の把握と管理運営への反映 ・PDCAサイクル評価、各種アンケート・研修調査・SNS内のコメント等の評価、年度毎の事業内容等評価検討委員会で事業評価を行い、利用者の声を把握します。	
⑤県が示す成果目標の達成方策	県が示す成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか。	⑤指定期間を通じて達成すべき成果目標 (ア) 利用者数 毎年度 5,500人 (イ) 指導者養成・資質向上講座受講者数 毎年度 2,000人 (ウ) 高齢者研修受講者数 毎年度 600人 (エ) 未就学児及び小中学生受講者数 毎年度 700人 (オ) 利用者の満足度 毎年度 95%		(5) 県が示す成果目標の達成方策について ・三重県内の各企業・団体等への集客活動に努めます。 ・地域活動拠点を主組織とする関係機関によるネットワークを構築し、指導員研修を実施します。 ・各市町や社会福祉協議会等と連携した交通手段を確保し、高齢者が集まる憩いの場等への広報を行います。 ・電話又は訪問により、センター近隣保育所、幼稚園、小学校、中学校等に対し、学習の一環として研修利用を提案します。 ・受講者の反応やアンケートを分析し、利用者の満足度を最優先として目標の達成に努めます。	
⑥申請者が提案する独自の成果目標・数値目標	利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか。また、目標を達成するための具体的な方策が提案されているか。	⑥同左		(6) 申請者が提案する独自の成果目標・数値目標 ・ホームページSNSアクセス回数 5年間 250,000回 ホームページ、X（旧ツイッター）の内容を充実させ、アクセス数の増加に努めます。 ・メールマガジン配信回数 5年間 60回 基礎的な交通安全情報や研修会のお知らせ、受講者の声等、多彩な内容での更新を図ります。 ・広報紙発行回数 5年間 20回 その時のニーズに応じた内容で、「三重県交通安全研修センターだより」を関係機関に配布します。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
				一般財団法人三重県交通安全協会	評価点
⑦その他提案	指定管理業務に留まらないその他の提案や、積極的に取り組み展開していきたい事項について具体的な方策が提案されているか。	⑦同左		(7) その他の提案と取組 ・各種交通安全用具開発会社等と情報を交換し、ソフトの更新や新機種種の導入等の調査・分析を行い、体験学習ゾーンの機器を計画的に更新します。 ・各地域から高齢受講者を迎えるため、関係機関との密な連携を保ち、実施団体の研修受講経緯を調査する等、利用方法について実現可能な方策を広く紹介します。 ・先進安全技術を取り入れた研修車を計画的に導入します。	
3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。			70点×5人 =350点		278点
①施設の維持管理に関する業務	施設・機器・備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか。	①施設・設備、貸与備品の管理を行い、必要に応じて修繕し、良好な維持管理に努めること。		(1) 施設の維持管理 ・創設以来30年間無事故、訴訟事案も無いという実績を基に、安全で効果的な施設・整備の維持管理を継続します。	
②災害及び事故等不測の事態を想定した体制及びその対応策	緊急時等における危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成、研修や訓練等について適切な提案がなされているか。	②災害及び事故等の不測の事態（緊急事態等）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを点検整備するとともに、緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと。		(2) 不測の事態を想定した危機管理 ・震災及び火災等の対応マニュアル・研修センター危機管理マニュアルを凝縮した携帯版を各自が常時携帯するとともに、定期的に運転免許センター職員と合同で運転免許センターの対応マニュアルに沿った防災訓練を実施します。また、研修センターでは随時、安全対策会議を行い、任務分担の確認、避難誘導通路、非常施設等の使用方法等の確認・見直しを行います。	
③利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策について、適切な提案がなされているか。危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置について、適切な提案がなされているか。	③利用者の安全確保のため、事故防止策とその対応策を整備するとともに、危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと。		(3) 利用者の安全確保等 ・毎朝の始業前点検、毎夕の終業時点検を実施するとともに、各研修については、ミーティングで研修対象者、研修内容、使用機器、天候、公衆での流行性のある病気の発生状況等を勘案した綿密な打ち合わせを実施します。 ・研修センター職員全員が救急救命法の講習を受け、絶えず練度の向上に努め、関係機関等への通報と合わせ、利用者の安全確保に取り組めます。	
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。	④三重県情報公開条例の規定の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応すること。		(4) 個人情報保護、情報公開 ・個人情報の保護、情報公開、その他県交通安全研修センター条例等の各種法令を遵守し、コンプライアンスの徹底を図ります。	
⑤県の施策への配慮	人権尊重、男女共同参画など、県の施策について配慮された提案となっているか。	⑤人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり花とみどりの活用、障がい者理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、市町消防団への協力、自然災害防災対策、地域安全対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めること。		(5) 県の施設への配慮 ・人権の尊重、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、次世代育成支援対策など県の施策の実現に寄与します。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点																																																	
				一般財団法人三重県交通安全協会	評価点																																																
4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。			60点×5人 =300点		238点																																																
①人員の確保及び採用に関する基本方針	事業計画書に沿った運営を実施するために適切な人員確保の提案がなされているか。	①統括責任者を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置すること。また、管理運営の業務が適切であるかについて、チェック体制を確立すること。		(1) 人材の確保及び採用に関する基本方針 ・ホームページ、ハローワーク等オープンな募集、専門の知識・技能が必要な職員は協力関係のある期間・団体等の推薦を受けるなどして優秀な人員を確保しています。また、会計及び物品管理は、総務部の決裁を必要とし、交通安全協会全体での組織的なチェック体制を整えています。																																																	
②職員の雇用形態、勤務体制、業務内容	事業計画書に沿った運営を実施するために適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか。	②施設の管理が開始される令和8年4月1日までに、体系的な交通安全教育を企画・立案できる交通安全教育の専門知識を有する者を最低1名確保すること（※応募の時点では、専門知識を有する者を確保していることを選定審査の必須条件とはしない。）。		(2) 職員の雇用形態、勤務体制、業務内容 ・所長およびスタッフ6名の計7名の常勤職員と、特別研修等で増員が必要な場合の支援スタッフ5人（交通安全アドバイザー及び研修センター経験者）を配置します。																																																	
③職員の配置、勤務ローテーション	提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか。	③同左		(3) 職員の配置、勤務ローテーション ・屋外（自動車体験コース）担当者2名、屋内講義担当者1名、運転シミュレーター等各機器担当者4名がローテーションを組んで勤務します。																																																	
④人材育成方針、研修体制	職員の人材育成に繋がる人材育成方針となっているか、また研修計画が効果的かつ適切なものとなっているか。	④サービスの向上を図るため、センターの管理運営業務に従事する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行い、人材育成に努めること。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する研修に職員を積極的に参加させるとともに、カリキュラムへの活用、カリキュラムの改善に取り組むこと。		(4) 人材育成方針及び具体的な方法 ・専門性強化のために研修、フォーラム等へ積極的に職員を参加させるとともに、SNS活用スキルアップのための勉強会開催、クレームやアンケート情報を教材とした協議・検討を行い、接遇マナーの向上に努めます。																																																	
⑤法人等の財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか。	⑤同左		(5) 持続的・安定的に運営できる財政基盤 ・当協会の主な収入源は、「受取会費収入」「事業収入」「教習料収入（自動車学校）」の3つに分類され、長期借入金の保有もなく安定的な財政運営です。																																																	
5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。			70点×5人 =350点		267点																																																
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。	指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（指定管理料）の総額は、次に示す額を上限とする。		(1) 収支計画の積算の考え方 ・人件費、維持管理費、指定管理で要求される物品等を詳細に検討し、費用対効果を考慮した積算を行っています。																																																	
②コスト削減の考え方	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか。	指定管理料の総額 218,130千円以内（5年間） （消費税及び地方消費税を含む。） （内訳）		(2) コスト削減の考え方 ・保守管理、研修用物品の作成等は、当協会を含む職員が自ら行うことを基本として、コスト削減を図ります。																																																	
	実効性があり、かつ、創意工夫がある経費の方策が提案されているか。	令和8年度 43,626千円 令和9年度 43,626千円 令和10年度 43,626千円 令和11年度 43,626千円 令和12年度 43,626千円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td></tr> <tr> <td>指定管理料</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>25,651</td><td>26,267</td><td>26,897</td><td>27,542</td><td>28,204</td></tr> <tr> <td>事務費</td><td>2,055</td><td>1,978</td><td>1,847</td><td>1,787</td><td>1,716</td></tr> <tr> <td>事業費</td><td>6,032</td><td>5,532</td><td>5,170</td><td>4,820</td><td>4,363</td></tr> <tr> <td>管理費・消費税等</td><td>9,888</td><td>9,849</td><td>9,712</td><td>9,477</td><td>9,343</td></tr> <tr> <td>支出合計</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td><td>43,626</td></tr> </tbody> </table>	年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	収入合計	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626	指定管理料	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626	人件費	25,651	26,267	26,897	27,542	28,204	事務費	2,055	1,978	1,847	1,787	1,716	事業費	6,032	5,532	5,170	4,820	4,363	管理費・消費税等	9,888	9,849	9,712	9,477	9,343	支出合計	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626	
年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度																																																
収入合計	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626																																																
指定管理料	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626																																																
人件費	25,651	26,267	26,897	27,542	28,204																																																
事務費	2,055	1,978	1,847	1,787	1,716																																																
事業費	6,032	5,532	5,170	4,820	4,363																																																
管理費・消費税等	9,888	9,849	9,712	9,477	9,343																																																
支出合計	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626																																																
総合審査結果			2,900点		2,296点																																																

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	団体名 一般財団法人三重県交通安全協会 代表者 会長 稲垣 清文 所在地 三重県津市高茶屋四丁目 48 番8号
選定委員会の講評	○一般財団法人三重県交通安全協会は、センターが果たすべき目的や役割を十分に理解したうえでの具体的かつ実現可能な提案をしており、指定管理者としての意欲や責任が感じられる提案内容であった点が評価できる。 ○一般財団法人三重県交通安全協会は、その所持する地域に広がるネットワークや実績、ノウハウ等を活かし、適切かつ安定的な管理運営が十分に期待できる。また、センターの強みである交通安全教育設備・機器を活用した参加・体験・実践型教育を重要視した研修を提案していた点が評価できる。 ○一般財団法人三重県交通安全協会は、専門的な知識を有する職員が子どもから高齢者まで全世代を網羅したカリキュラムに基づく研修を実施し、その時の事故状況等を分析、反映させた利用者のニーズに沿う高水準の研修が実施可能である。 ○一般財団法人三重県交通安全協会には、県が示す成果目標を達成すべく、従来の参加者以外の新たな利用者層を増やすため、親子参加型の研修等、工夫を凝らした取組を実施するとともに、HP、SNS等における広報に加え、センターの利用に繋がる吸引力のある広報を行うことを期待する。

2 議案第 180 号 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について

1 議案

議案第 180 号「三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県環境学習情報センター」について、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県環境学習情報センター条例（平成 11 年三重県条例第 36 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

（1）施設名称 三重県環境学習情報センター

（2）設置場所 三重県四日市市桜町 3684-11

4 指定管理候補者の名称等

所在地 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階

名 称 アクティオ株式会社

代表者 代表取締役 淡野 文孝

5 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

（1）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 7 年 7 月 22 日から 8 月 28 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

所在地 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階

名 称 アクティオ株式会社

代表者 代表取締役 淡野 文孝

（2）指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

委員長 荻原 彰 (京都橘大学発達教育学部教授)
委員 井口 由子 (度会町教育委員会事務局局長)
委員 小川 友香 (公認会計士・税理士)
委員 中川 かおり (三重弁護士会推薦弁護士)
委員 西村 裕介 (株式会社エイチワン)

② 審査の経過

令和7年7月 4日 第1回選定委員会 (審査基準および配点表の決定)
令和7年9月19日 第2回選定委員会 (審査)

③ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容および審査の概要」のとおりです。

④ 審査結果 (評価点数 2,800 点満点)

アクティオ株式会社 (評価点 2,250 点)

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
名 称 アクティオ株式会社
代表者 代表取締役 淡野 文孝

⑥ 選定した理由

三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会での審査結果である評価点および次の委員意見から総合的に判断し、アクティオ株式会社が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・ 指定管理者として17年間の実績があり、今後も安定したセンターの運営が期待できる。
- ・ 利用者のニーズや時勢に応じた社会の動きを取り入れるなど、講座やイベントの改良に取り組んでいる。
- ・ 県の施策をふまえ、「スマート社会みえ」の実現のためのセンターの役割を十分に理解した事業計画となっている。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、安定したセンターの運営に加え、環境教育・環境学習に関するノウハウやネットワークを活用して、利用者に応じた多様で系統的な講座の開催や、環境保全活動に主体的に取り組む県民の養成・支援など、県民サービスの向上等が見込まれます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開および個人情報保護
- ③ 第三者による実施
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

9 今後のスケジュール（案）

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和7年12月	指定管理者の指定
令和8年 3月	協定書の締結
4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容および審査の概要

別紙

審査基準		県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 アクティオ株式会社	評価点
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること					
①管理に対する基本方針	理念が利用の平等性の観点から適切か 設置目的と申請者の基本方針が合致しているか	・環境学習・環境情報の拠点施設とし、参加・体験型環境講座や環境学習地域リーダー養成講座などを実施すること。 ・環境教育を進めるにあたっては、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れるとともに、協働取組を推進すること。 ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりなどの施策を十分理解し、率先して取組を進めること。 ・企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）の確立、環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。	40 点 × 4 人 ＝ 160 点	・県の施策と設置目的、施設運営の基本的な方向性を適切に理解し、その目的を達成するため、基本理念・基本方針と管理運営コンセプトとして「みえ ACTION×協創～持続可能な社会、自ら行動する人づくり～」を掲げます。 ・目的達成及びコンセプトを実現する重点施策を以下の3つとします。 施策1：環境教育・環境学習の充実 施策2：様々な主体と連携・ネットワークの強化 施策3：環境学習等の情報発信の拡大 ・利用者の公平・公正な利用の確保のため、明確で透明性をもった利用ルールを定め、公平・公正に運用します。また、障害者差別解消法の改正を受けて、多様な来館者への「合理的配慮の提供」への対応力の強化、研修の充実なども図っていきます。 ・企業（団体）の社会的責任として、当社独自の倫理基準の策定と周知、コンプライアンス委員会・企業倫理ホットラインの設置により迅速な初期対応が可能な体制となっています。 ・環境管理の推進として、省エネルギーの推進など環境負荷低減の取り組みを実施しています。また、当社として三重県環境学習情報センターなどの指定管理業務で培った環境学習・啓発の講座・イベントの実施や環境省「デコ活宣言」にも登録しています。 ・コンプライアンス規程に基づき「コンプライアンス委員会」、「企業倫理ホットライン」を設置し、不正行為の抑止、不正があった場合の迅速な初期対応を行います。また、悩みを相談しやすい企業風土構築のために定期的な1on1 ミーティングを実施します。	138 点
2 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること					
①利用者の安全確保方策	利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	・環境体験設備、環境関係図書などの展示施設、貸与備品などを管理すること。 ・災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成すること。 ・危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をすること。 ・緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと。 ・緊急事態等が発生または発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を行うとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報すること。 ・三重県保健環境研究所が実施する緊急事態対応研修等に参加すること。 ・業務が適切に行えるようチェック体制を確立させること。 ・令和8年度以降に展示施設のリニューアルを予定しているため、必要に応じて危険箇所の再確認等を検討すること。	140 点 × 4 人 ＝ 560 点	・展示施設や貸出備品は日常的または定期的に点検を行い、常に良好な状態を維持します。もし不具合が発生した際は、専門会社への修繕の依頼などで適切に対応します。 ・個人情報保護については、関係法令を遵守し、安全な個人情報の管理と保護に努めます。また、当社はプライバシーマーク及びISO27001（情報セキュリティシステム）を取得しています。 ・来館者の安全確保のため、各種マニュアルの策定、日常巡回などの未然防止策の実施、指定管理者賠償責任保険への加入、災害発生時の備えなどを日頃から行います。また、次期指定管理期間の展示施設リニューアルの際には、所管課や設計・施工会社と連携し危険箇所の除去に努めます。 ・緊急時には危機管理責任者であるセンター長・副センター長が中心となって、迅速かつ的確に対応し、被害の拡大や業務への影響を最小限に抑えます。また、災害発生後は所管課と連携・協議しながら速やかな復旧を目指します。 ・保健環境研究所の防災訓練に参加することで、緊急時でもお互い連携できる関係性を日頃から構築し、施設の安全性向上と緊急時の「共助による減災」を図ります。 ・展示施設リニューアルに対応するため、次期指定管理期間の展示施設リニューアル後には、展示内容、来館者への案内方法などを学び、動線・注意箇所などを把握するための研修を職員・スタッフ全員を対象に行います。県所管課や設計・施工会社とも連携して実施します。	452 点
②展示機器等の効率的で安定的な維持管理	展示機器等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか				
③危機管理体制や緊急時の対応	緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか 研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか				
④個人情報の保護への対応	チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか 職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか				

3 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること		・「気づき」の機会を提供すること。 ○展示コーナーの活用 ○環境啓発資料等貸出 ○環境情報資料の管理 ○環境情報の発信・提供 ○情報誌「環境学習みえ」の編集・発行 ・気づきを「知識」や「実践」へと発展させる機会を提供すること。 ・社会見学の受け入れと体験教室の開催、一般見学者の案内 ○出前講座・環境講座 ○こどもエコクラブ支援事業 ○環境学習地域リーダー等の養成等 ○環境情報の発信・提供 ○イベントの開催 ○様々な主体と連携した環境保全活動の実施 ・センター条例第15条第1項に基づき施設の利用に関する必要な規定を定めるとともに、利用許可及び利用料の収受にかかる業務を行うこと。 ・アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告すること。 【達成すべき成果目標】 ・環境教育参加者数 令和8～12年度 各20,000人 ・児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 令和8～12年度 各10,000人 ・指導者養成を目的とした講座受講者数 令和8～12年度 各1,500人 ・環境活動を協働した環境団体数 最終年度までに25団体以上 ・自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合 95%以上	330点 × 4人 = 1,320点	・「興味」や「気づき」から「知識」や「実践」へと発展させる、さらには様々な主体と連携、ネットワーク拡大を図り、当施設の管理運営コンセプト「みえ ACTION×協創～持続可能な社会、自ら行動する人づくり～」を受けて、各種事業を実施していきます。 ・環境学習の4つのステップ「興味・気づき」「理解」「考える」「行動」を設けて、それぞれの段階で県民が環境学習に興味を持てる各種講座・イベントを実施します。 ・学校や地域への出前講座は各学年に対応したプログラムを作成し、提供します。また、県の出前トークにも登録し、依頼があれば、出前講座を行います。 ・環境学習地域リーダーの養成は、幅広い知識はもちろん、その人の熱意を維持するため、入門・基礎講座受講後も応用・実践の講座も定期的に実施します。 ・学校向けに環境学習プログラムガイドの作成・配布などを行い、社会見学の受入れを推進します。また、展示施設リニューアル後は展示施設を活用した団体見学プログラムを作成します。 ・遠方の方や時間が合わせづらい方のために、動画によるオンライン講座の充実を図っていきます。 ・利用料金は現在の料金を踏襲し、自治体・学校等公的機関が利用する場合や環境活動を含む公益性が認められる目的の場合は全額減免を適用します。 【成果目標】 ・環境教育参加者数 令和8～12年度 各20,000人 ・児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 令和8～12年度 各10,000人 ・指導者養成を目的とした講座受講者数 令和8～12年度 各1,500人 ・環境活動を協働した環境団体数 最終年度までに25団体以上 ・自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合 95%以上 【独自目標】 ・全ブログの情報発信数 265回以上/年	1,046点
①事業	「気づき」の機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか 「気づき」を「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか 参加者が自発的に環境活動に取り組む意欲を喚起するような講座内容が提案されているか 学校や地域社会のニーズに応じた出前講座が提案されているか 環境学習地域リーダー等の養成及び支援に関し、具体的な方策が提案されているか 様々な主体と協働した環境保全活動の実施に関し、具体的な方策が提案されているか 魅力的な社会見学プラン開発について具体的な方策が提案されているか 録画講座の配信等の活用の方策について具体的な提案がされているか				
②サービス向上への取組	利用料金の設定は適切な提案がされているか 施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上につながる具体的な提案がされているか サービス向上につながるような独自の提案がなされているか 環境情報の効果的な提供・発信について提案がされているか				
③利用者の声の把握	利用者の声の把握及び反映等のサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか				
④達成目標	利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか				

4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること			指定管理料の限度額（消費税及び地方消費税を含む。） 令和8年度 39,937 千円 令和9年度 39,937 千円 令和10年度 39,937 千円 令和11年度 39,937 千円 令和12年度 39,937 千円	70 点 × 4 人 ＝ 280 点	指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。） 令和8年度 39,937 千円 令和9年度 39,937 千円 令和10年度 39,937 千円 令和11年度 39,937 千円 令和12年度 39,937 千円 ・賃借料に含まれるリース契約料は、当社が管理運営する他の施設と一括してリースすることでスケールメリットを活かしたリース料削減を可能としています。 ・保険料もリース契約料と同様、「指定管理者賠償責任保険」として本社で一括加入するため、リーズナブルな保険料設定を実現できます。 ・省エネルギー対策に取り組み、サービスの質を低下させずに日常のムダな経費を削減していきます。	226 点
①収支計画	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか					
	提案された事業が十分実施できる計画となっているか					
	実効性と創意工夫のある経費の効率化により、県費の負担軽減につながっているか					
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること			・総括責任者を配置するとともに、施設の管理運営に支障が出ない職員の勤務体制とすること。 ・サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し対応できるよう、職員の研修を定期的に行うこと。また、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行うこと。	120 点 × 4 人 ＝ 480 点	・全国指定管理施設 154 施設を運営、博覧会等国家的なイベント実績の他、2021 年度から継続して国土交通省 PPP パートナーに選定される等の実績があります。 ・センター長を含め9名体制で管理運営を行います。その他、当社施設担当者、統括担当者、経理担当者などの万全のバックアップ体制で施設運営をサポートします。 ・センター長と副センター長(場合により職員)のいずれかが原則、開館中は在席し“責任ある勤務体制”を築いています。 ・全職員・スタッフが複数の業務を効率よく行う“マルチワーク体制”をとっています。 ・接遇マナー研修、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修などの基礎研修のほか、スキルアップ研修として、ユニバーサル研修、ファーストエイド研修等を実施します。 ・リニューアル後の展示施設について学ぶ研修も職員・スタッフ全員を対象に行います。	388 点
①経営能力	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか（基準点8点）					
	事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか（基準点8点）					
②組織体制、勤務体制	組織体制や責任体制は適切な提案がなされているか					
	提案事業内容が実施できる体制となっているか（基準点8点）					
③人材育成方針、研修計画	職員の人材育成につながる方針となっているか					
	業務に必要な研修があるか					
総合審査結果			2,800 点		2,250 点	

指定管理候補者としての団体の名称等

団体の名称等	団体名 アクティオ株式会社 代表者 代表取締役 淡野 文孝 所在地 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階
選定委員会の講評	・指定管理者として 17 年間の実績があり、今後も安定したセンターの運営が期待できる。 ・利用者のニーズや時勢に応じた社会の動きを取り入れるなど、講座やイベントの改良に取り組んでいる。 ・県の施策を踏まえ、「スマート社会みえ」の実現のためのセンターの役割を十分に理解した事業計画となっている。 ・17 年間の実績に基づいた従来どおりの運営や講座内容だけではなく、新たな発想による運営や講座の見直しが求められる。

1 「部落差別解消条例(仮称)」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正の検討について

I. 「部落差別解消条例(仮称)」の制定の検討について

1 条例制定の必要性

(1) 現在も根強く残る部落差別の現状

県では、部落差別の解消に向けた取組を行ってきたところですが、近年においても、部落差別事象の県への報告が毎年10件以上あり、減少に至っていません。

また、令和5年には教育公務員による重大な部落差別事案が発生しました。このような部落差別が二度と起こらないよう、県としては、取組の強化を図る必要があります。

(2) 部落差別の特性を踏まえた対応の必要性

部落差別には、出身者に直接向けられる差別だけではなく、被差別部落の土地を避けるという形で現れる差別もあります。このような差別の行為者は多くの場合差別に加担しているという認識を欠き、無自覚に差別行為に及んでいます。

また、被差別部落であるかどうかの土地調査、被差別部落出身であるかどうかの身元調査は差別につながる蓋然性が高いものですが、行政等への被差別部落の所在地に関する問い合わせは跡を絶たない状況です。

こうした部落差別の特性を踏まえた対応が必要です。

2 条例制定の目的及び検討内容

部落差別の解消に向けて、部落差別についての県民の正しい認識を促進するとともに、差別の発生抑止を図り、部落差別のない社会の実現をめざします。ついては、次の事項を規定することを検討します。

(1) 部落差別の定義

部落差別行為や差別につながる行為を明示することで、県民が意識せず行ってしまう差別行為等について、差別であるという認識を持ってもらうことができ、部落差別の抑止につながるとともに、啓発の効果が高まります。

(2) 部落差別の禁止

部落差別や、部落差別につながる身元調査や土地調査を禁止することで、部落差別の発生を抑制します。

また、事業者による部落差別解消に向けた顧客等への啓発をより促進することができます。

(3) 県、市町、事業者、県民の責務等

それぞれが部落差別解消に向けて果たすべき役割を規定することで、県、市町、事業者等が取組を一層進めるとともに、部落差別を許さないという社会気運の醸成を図ります。

Ⅱ. 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正の検討について

1 経緯

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」という。）は、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的として、令和4年5月に議員提出条例として制定されました。

県では、これに基づき、差別解消に向けた啓発や人権相談の対応に取り組んできたところです。令和5年4月の本格施行以降、差別解消条例に基づく申立てに至った件数は2件あり、運用する中で見えてきた課題があります。条例ではおおむね4年ごとに検討を加えると規定されており、部落差別解消条例(仮称)の制定と合わせて、差別解消条例の改正についても検討する必要があります。

2 改正検討内容

(1) 条例を運用する中で顕在化した課題への対応

差別等に係る紛争の解決に向けた手続きについて、関係者の協力が得られない場合や、条例に基づく助言・説示・あっせんに従ってもらえない場合が想定されることなどから、実効性を担保するための対応について、他県の条例を参考にしながら検討を行います。また、差別行為をした人への啓発等、市町との連携を強化するための新たな規定が必要か検討します。

(2) インターネット上の人権侵害への対応

深刻化しているインターネット上の人権侵害の対応の強化について、検討します。

(3) 部落差別解消条例（仮称）の制定への対応

部落差別解消条例(仮称)を検討する中で、必要に応じ条文を整理します。

Ⅲ. 今後のスケジュール（案）

有識者等で構成する検討会を設置し、部落差別解消条例(仮称)制定と差別解消条例の改正について同時に議論します。三重県人権施策審議会等でもご意見をいただくとともに、令和8年8月実施予定の県民意識調査の結果もふまえながら、検討を進めていきます。

令和8年2～3月	第1回検討会
3月	常任委員会（概要案）
4月	第2回検討会
6月	常任委員会（骨子案）
7月	第3回検討会
8月	人権に関する県民意識調査実施
10月	常任委員会（中間案） パブリックコメント実施
12月	第4回検討会 常任委員会（意識調査、パブリックコメント結果報告）
令和9年	3月 常任委員会（最終案）
	6月 定例会会議 条例案を提出

2 「三重県性暴力の根絶をめざす推進計画（仮称）」の策定について

1 推進計画について

(1) 推進計画の策定

性暴力は被害者の心身や尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。性暴力に対する責任は一切ないにもかかわらず、性暴力に遭い、つらい思いをされている被害者やそのご家族、また、誹謗中傷や心ない言動などでさらに傷つけられるという二次被害を受ける被害者も存在します。

このような背景から、県、県民、市町、学校、事業者等が一体となって性暴力被害者やそのご家族への更なる支援と性暴力の根絶をめざすため、三重県性暴力の根絶をめざす条例（以下「条例」という。）を令和7年10月27日に施行しました。

条例制定をふまえ、性暴力被害者等支援及び性暴力根絶に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、「三重県性暴力の根絶をめざす推進計画（仮称）」（以下「推進計画」という。）の策定に向けて検討を進めていきます。

(2) 推進計画で定める内容

推進計画で定める内容については、次の事項について定めることが条例第12条において規定されています。

- ア 性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する基本方針
- イ 性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する具体的施策
- ウ 前記の他、性暴力の根絶をめざす施策を推進するために必要な事項（有識者会議による施策の進行管理等）

2 三重県性暴力の実態に関する県民調査について

推進計画の策定における基礎資料とするとともに、三重県における性暴力被害者等支援および性暴力根絶に向けた取組課題を把握するため、性暴力及び性暴力の根絶をめざす施策に対する県民の意識並びに県内における性暴力の実態を明らかにすることを目的として、「三重県性暴力の実態に関する県民調査」を実施しています。

(1) 調査の概要

- ア 調査地域 三重県全域
- イ 調査対象者 県内居住の満18歳以上の男女各1,500人
- ウ 抽出方法 選挙人名簿登録者数に応じて市町毎に割り当てた人数を選挙人名簿から無作為抽出
- エ 調査方法 郵送またはWEBによる回答
- オ 調査期間 令和7年11月25日から同年12月26日まで（32日間）

(2) 調査内容

以下の調査内容については、犯罪被害者等支援に係る有識者会議において意見聴取を行うとともに、調査票には無理に回答しなくてもよい旨を明記するなど、県民が調査によって二次被害に遭わないよう最大限配慮しています。

- ア 条例及び性暴力に関する相談窓口の認知について
- イ 性暴力に対する県民の意識について
- ウ 性暴力被害者支援及び性暴力根絶に必要な取組について
- エ 本人や周囲の方が受けた性暴力被害について
- オ 性的ないたずらを含めた性加害経験の有無について

3 今後のスケジュール（案）

有識者等で構成する懇話会を設置して幅広くご意見をいただくとともに、性暴力の実態に関する県民調査の結果をふまえて推進計画を策定していきます。また、これまで性暴力被害者等支援については、三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期：令和6年～令和8年）に基づいて取組を進めており、同計画についても改定時期を迎えることから、併せて検討を進めていきます。

令和8年 1～2月	第1回懇話会
3月	常任委員会（基本的な考え方）
4～5月	第2回懇話会
6月	常任委員会（骨子案）
10～11月	第3回懇話会
12月	常任委員会（中間案）
	パブリックコメント実施
令和9年 1～2月	第4回懇話会
3月	常任委員会（最終案）
	計画策定

3 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定の検討について

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用する身近な交通手段です。

一方で、自転車が関係する交通事故は後を絶たず、誰もが被害者にも加害者にもなり得る、日々の暮らしに直結した社会課題となっていることから、自転車の安全利用の推進に一層取り組む必要があります。

1 自転車の安全利用に関する3つの課題

(1) 後を絶たない自転車事故と交通ルール違反の多さ

- ・県内では近年 300～400 人近くの人が自転車事故で死傷しており、自転車当事者の約7割に交通ルールの違反が認められています。

自転車事故の原因は一時不停止等であり、「きちんと止まらなくても大丈夫だろう」といった意識が、事故が減少しない要因になっていると考えられます。

- ・自転車事故の防止に向けては、利用者が交通ルールを理解し、遵守することが最も大切です。令和8年4月からの自転車への「交通反則通告制度」（青切符）導入をふまえ、事故につながる違反行為をしないよう、年代に応じた自転車に関する交通安全教育の充実を図る必要があります。

(2) 進まないヘルメット着用

- ・自転車乗用中に交通事故で亡くなった人の約5割は、頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べ2倍近く高くなっています。
- ・令和5年4月から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されましたが、県内の着用率は3割に満たず、頭部損傷のリスクが非常に高くなっています。
- ・「周りがかぶっていないから」といった個々の考え方が着用を妨げている現状を打破するためには、社会全体で着用を促進する仕組みが必要です。

(3) 義務化にもかかわらず、依然として低い保険加入率

- ・自転車事故で加害者となった場合、数千万円もの高額な損害賠償を命じられるケースも発生しており、万が一の備えは不可欠です。
- ・本県では、既に「三重県交通安全条例」により自転車損害賠償責任保険等への加入を「義務」としてはいますが、県の調査では加入率は4割に満たない状況です。
- ・現在も、自転車小売業者が自転車購入者に対して保険加入の情報提供を行うなどの取組を実施していますが、義務化の実効性を確保するためには、学校等と連携した加入促進策など、これまでより踏み込んだ取組が必要です。

2 条例制定の必要性

現行の「三重県交通安全条例」は、自動車等の運転者から歩行者までを対象に、包括的な交通安全対策の推進を定めたものです。

現行条例では、自転車に特化した体系的な交通安全教育の実施や、ヘルメット着用・保険加入の促進に向けて多様な関係者が連携して取り組むための明確な規定がないなど法的根拠が十分とは言えません。

上記の3つの課題に対応するためには、自転車の安全利用を「県民共通のルール」として位置づける、自転車の安全利用に特化した新たな条例の制定が必要と考えています。

新たに制定する条例によって、県、市町、県民、保護者、事業者、学校等が「何をすべきか」を明確に規定し、社会全体で連携した取組を促進します。

また、改正道路交通法の施行により、令和8年4月以降、自転車による交通違反が「青切符」による取締りの対象となります。この機会を契機に、新たな条例と法改正を両輪として自転車の安全利用を一層推進していきます。

3 条例がめざす姿

本条例では、「交通事故の防止」「被害の軽減」「被害者の保護」を目的とし、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

そのため、次の3つの施策を柱として、実効性の確保を図ります。

3つの柱	規定する内容（案）
年代に応じた交通安全教育の充実	県、市町、保護者、事業者、学校の責務または役割として、自転車の安全利用に関する教育・啓発を行うことなどを規定
自転車ヘルメットの着用促進	法が定める努力義務を補完するため、高齢者の親族等が高齢者に、学校が自転車通学者に、事業者が自転車通勤者に対し、ヘルメット着用を促す助言、情報提供等を行うことを規定し、社会全体で着用促進する気運を醸成
自転車損害賠償責任保険等への加入促進（義務の継続）	加入義務を本条例に引き継ぎ、自転車小売業者の購入者への説明・確認義務等に加え、学校が保険加入に関する情報提供を行うことなどを規定

4 今後の進め方

今年度中に、有識者等で構成する懇話会を設置し、幅広くご意見をいただきながら、令和8年度中の条例案提出をめざし、検討を進めていきます。

(参考：自転車事故等に関するデータ)

1 人身事故等の推移（過去5年）〔三重県警察本部〕

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人身事故	372件	339件	395件	404件	324件
死者数	9人	10人	8人	7人	4人
負傷者数	355人	328人	391人	394人	323人

2 人身事故における法令違反の状況（令和6年）〔三重県警察本部〕

	違反あり	違反なし	不明	計
件数	237件	90件	1件	328件
割合	72.3%	27.4%	0.3%	100%

※自転車同士の事故4件を重複計上

3 自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果〔警察庁〕

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
県	全国平均	県	全国平均	県	全国平均
26.5%	13.5%	29.2%	17.0%	28.8%	21.2%

4 自転車損害賠償責任保険等の加入状況（令和7年度）〔e-モニター〕

加入している	加入していない	分からない
38.2%	46.6%	15.2%

4 「第12次三重県交通安全計画」の策定について

1 策定の経緯

三重県交通安全計画は、「交通安全対策基本法」により策定を義務付けられている都道府県計画であり、国の交通安全基本計画に基づき、県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。

県では、昭和 46 年以降、11 次にわたる三重県交通安全計画を策定し、国、関係機関・団体が一体となって、交通安全対策を推進してきたところです。

現行の「第 11 次三重県交通安全計画」（令和 3 年度～令和 7 年度）の計画期間が令和 7 年度をもって最終年度を迎えることから、国から示される「第 12 次交通安全基本計画」の内容をふまえて新たな計画を策定するものです。

2 「第 11 次三重県交通安全計画」の目標達成状況

「第 11 次三重県交通安全計画」においては、①道路交通、②鉄道交通、③踏切道における交通のそれぞれにおいて、計画期間内に達成すべき数値目標を設定し、各種の交通安全対策を推進しています。

現時点における目標達成状況は次のとおりです。

(1) 道路交通の安全

項 目	目標（令和 7 年まで）	（参考）令和 2 年実績
①交通事故死者数	55 人以下	73 人
②交通事故重傷者数	400 人以下	491 人

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
①	62 人	60 人	66 人	46 人	56 人
②	497 人	491 人	532 人	470 人	435 人

※令和 7 年は 11 月 30 日現在

【現状】

- 令和 6 年中の交通事故死者数は 46 人と令和 2 年の 73 人から 37.0%減少し、統計が残る昭和 29 年以降最少となりました。一方で、令和 7 年は 9 月に「交通死亡事故多発警報」を発令するなど、交通死亡事故が増加しており、11 月 30 日現在の死者数は 56 人となっています。令和 7 年までに 55 人以下とする目標は、達成できませんでした。
- 重傷者数については、令和 6 年に 470 人と令和 2 年の 491 人から 4.3%減少したものの、令和 7 年は 11 月 30 日現在で 435 人と前年同期より増加しており、令和 7 年までに 400 人以下とする目標は達成できませんでした。

【課題】

- 計画期間中（令和 3～6 年）の交通死亡事故の特徴としては、高齢者の死者数が全死者数の約 6 割と高い水準にあること、歩行中・自転車乗用中の死者数が全死者数の 4 割を超えていることなどが挙げられます。今後も、道路交通事故のない社会をめざして、市町、警察及び関係機関等と連携し、交通死亡事故の特徴をふまえた取組など、さらなる交通事故防止対策を推進していく必要があります。

(2) 鉄道交通の安全

項 目	目標（令和7年度まで）	（参考）令和2年度実績
①乗客の死者数	0人	0人
②運転事故全体の死者数	減少をめざす	12人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	0人	0人	0人	0人	0人
②	9人	8人	5人	4人	6人

※令和7年度は9月30日現在（速報値）

【現状】

- ・ 県内の鉄道事故における乗客の死者数はゼロであり、目標を達成見込みです。
また、鉄道運転事故の死者数は令和2年度と比較し、減少傾向にあります。

【課題】

- ・ 運転事故の多くは人身障害事故と踏切事故であることから、利用者等が関係する事故を防止する必要が高まっています。
- ・ 県民が安心して利用できる一層の安全な鉄道輸送をめざし、各種の安全対策を総合的に推進していく必要があります。

(3) 踏切道における交通の安全

項 目	目標（令和7年度まで）	（参考）令和2年度実績
①踏切事故件数	令和2年度と比較して 約1割削減をめざす	6件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	3件	6件	7件	2件	6件

※令和7年度は9月30日現在（速報値）

【現状】

- ・ 県内における踏切事故の件数は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は横ばいで推移しており、令和7年度までに令和2年度と比較して約1割削減をめざすとする目標は達成できませんでした。

【課題】

- ・ 踏切事故のない社会をめざして、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進していく必要があります。

3 「第12次三重県交通安全計画」の概要

国において、「第12次交通安全基本計画」の策定に向けた検討が進められており、10月下旬に中間案が示されました。国の計画内容や社会情勢、事故情勢等をふまえ、「第12次三重県交通安全計画」を策定します。

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(2) 基本理念

「第11次三重県交通安全計画」の基本理念を継承し、次のとおりとします。

- ・ 交通事故のない社会をめざして
- ・ 歩行者等を優先した交通安全思想
- ・ 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

(3) 計画における交通安全対策（骨子案）

交通安全対策を進めるにあたっての重視する視点と対策の柱を次のとおりとし、国、県、市町、県民、事業者等が一体となり交通安全対策に取り組んでいきます。

重視する視点	対策の柱
【道路交通の安全】 ① <u>高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策</u> ② <u>子どもの安全確保のための環境整備</u> ③ <u>歩行者の安全確保のための意識変容</u> ④ <u>自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備</u> ⑤ <u>特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進</u> ⑥ <u>生活道路における歩行者等の安全確保</u> ⑦ <u>外国人の交通安全対策の推進</u> ⑧ <u>先進技術の活用推進</u> ⑨ <u>交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進</u> ⑩ <u>地域が一体となった交通安全対策の推進</u> 【鉄道交通の安全】 ⑪ <u>重大な列車事故の未然防止</u> ⑫ <u>利用者等の関係する事故の防止</u> 【踏切道における交通の安全】 ⑬ <u>それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進</u>	【道路交通の安全】 ・ 道路交通環境の整備 ・ 交通安全思想の普及徹底 ・ 安全運転の確保 ・ 車両の安全性の確保 ・ 道路交通秩序の維持 ・ 救助・救急活動の充実 ・ 被害者等支援の充実と推進 ・ 調査研究の充実 【鉄道交通の安全】 ・ 鉄道交通環境の整備 ・ 鉄道交通の安全に関する知識の普及 ・ 鉄道の安全な運行の確保 ・ 救助・救急活動の充実 ・ 被害者支援の推進 ・ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止 【踏切道における交通の安全】 ・ 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 ・ 踏切道の統廃合の促進 ・ 踏切保安設備等の整備および交通規制の実施 ・ その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

<第12 次三重県交通安全計画における主なポイント>

- ・子どもと高齢者では事故の要因が異なることから、それぞれに応じた安全確保の対策を進めるため、①と②に項目を分けています。
- ・交通事故死者数に占める割合が高い歩行者や自動車利用者の安全確保を強化します。あわせて、特定小型原動機付自転車等の普及に対応するため、③、④、⑤のそれぞれに項目を分けています。
- ・外国人住民の更なる増加が見込まれることから、外国人が当事者となる交通事故の防止を図るため、新たに⑦を追加しています。

4 今後のスケジュール（案）

令和7年	12月	三重県交通安全対策会議（骨子案）
令和8年	2月	三重県交通安全対策会議（中間案）
	3月	常任委員会（中間案）
	3～4月	パブリックコメントの実施
	5月	三重県交通安全対策会議（最終案）
	6月	常任委員会（最終案）
	7月	三重県交通安全対策会議（計画の策定）

5 「第4次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の策定について

1 策定の経緯

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画は、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」に基づき、飲酒運転の根絶を図るため、行政や関係団体が連携して飲酒運転^{ゼロ}をめざす運動を推進するための総合的な取組を定めるものです。

第3次基本計画の計画期間が令和7年度をもって最終年度を迎えることから、県の交通安全対策の基本計画である「第12次三重県交通安全計画（令和8年7月策定予定）」との整合性を図るとともに、県内の交通情勢等をふまえて「第4次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」を策定します。

2 これまでの成果と課題等

第3次基本計画では「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」を柱に、「飲酒運転防止のための取組」、「教育機関等による教育」、「飲酒運転の再発防止のための措置」、「飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策」の4つの基本方針に基づき取組を推進しています。

（1）基本目標の進捗状況

基本目標である飲酒運転による人身事故件数は、令和7年9月末において33件となっており、令和7年の目標値18件を大きく上回っています。

基本目標 飲酒運転による人身事故件数（年間）					
年	R3年	R4年	R5年	R6年	※R7年
目標値	27件以下	25件以下	23件以下	21件以下	18件以下
実績値	28件	42件	32件	41件	33件
達成状況	0.96	0.60	0.72	0.51	0.55

※R7年数値は9月末現在

（2）基本方針の取組

①飲酒運転防止のための取組

【成果】

- ・ 広く社会全体でハンドルキーパー運動を浸透させるため、飲食店や事業所等に対して、積極的にハンドルキーパー運動への参加を呼びかけたことにより、ハンドルキーパー推進店等が増加しました。
(年間指定数 R3: 979店→R6: 1,309店)
- ・ 安全運転管理者講習等の実施を通じて、企業等における飲酒運転防止教育の支援を行った結果、社内教育の実施数が増加しました。
(年間実施数 R3: 1,540回→R6: 2,308回)

【課題等】

- ・ コロナ禍以降、飲酒運転による人身事故件数および飲酒運転違反取締りによる検挙件数が増加傾向にあります。
- ・ 違反者の多くが居住地に近い地域で検挙されており、「短距離なら大丈夫」といった認識の低さが見られます。
- ・ 関係機関・団体が連携したさまざまな取組を強化し、さらなる「規範意識の定着」が必要です。

②教育機関等による教育

【成果】

- ・更新時講習など各種の交通安全講習において、飲酒運転防止教育を必ず取り入れ、受講者の意識啓発を図りました。
- ・小中高校での保健の学習等において、飲酒運転防止にかかる交通安全教育の実施率が100%を達成しました。

【課題等】

- ・若年層（20代）の飲酒運転による人身事故が多くなっており、飲酒運転による交通死亡事故も発生しています。
- ・年齢に応じた、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性、危険性について正しい知識の習得が図られるよう、引き続き年齢に応じた教育が必要です。
- ・特に、20代の飲酒運転による人身事故が多いことから、飲酒を始める時期の若者（大学生等）に対する教育を強化する必要があります。

③飲酒運転の再発防止のための措置

【成果】

- ・「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」で飲酒運転違反者や家族からのアルコール依存症に関する相談に対して、依存症治療に関する関係機関を案内するなど、アルコール依存症の治療に繋がりました。

【課題等】

- ・飲酒運転違反者の中には、一定数の再犯者がいることから、その防止に向けては、違反者本人が「二度としない」という意志を持つことと、家族や周囲の者による支援の重要性をさらに浸透させていく必要があります。

（再犯者数 R6：受診義務通知 316 人中 10 人）

④飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

【成果】

- ・第3次計画から、受診義務通知後 60 日を過ぎても報告がない者に行う勧告に加えて、勧告後 40 日を過ぎても報告のない者に対する再勧告を行った結果、受診率が向上しました。

（R2：51.2%→R6：56.6%）

【課題等】

- ・受診率は向上したものの、依然として6割弱にとどまっているため、さらに受診率を向上させる必要があります。
- ・指定医療機関（33 機関）が空白となっている地域があることから、運転免許の取消処分を受けた飲酒運転違反者が受診しやすい環境を整える必要があります。
- ・早期発見、早期受診のため、医療機関や保健所、自助グループといった関係機関・団体と一層の連携強化を図る必要があります。

○飲酒運転違反者の受診率

H26	H27	H28	H29	H30	R1
45.2%	43.7%	37.8%	42.0%	46.8%	47.3%
R2	R3	R4	R5	R6	R7 (11月末)
51.2%	55.4%	59.0%	58.6%	56.6%	※47.0%

※前年同期+5.0%

3 第4次基本計画の概要

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

※「第12次三重県交通安全計画」との整合性を図るため、策定期間は同計画に合わせて令和8年7月を予定

(2) 基本的な考え方

飲酒運転の根絶に向け、引き続き条例に基づいた「規範意識の定着」「再発防止」を柱として、現行計画の成果と課題をふまえ、より実効性のある取組を推進します。

①規範意識の定着

- ・近年の飲酒運転による交通事故発生状況を鑑みた抑止目標を設定します。
- ・若年層の人身事故の発生が多いことから、飲酒を始める時期の若者（大学生等）に対する教育・啓発をさらに強化します。
- ・県民一人ひとりへの「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の定着のため、関係機関・団体と連携して、教育、広報啓発活動などの取組を一層推進します。

②再発防止

- ・飲酒運転違反者のさらなる受診率向上に資する目標を設定します。
- ・飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率の向上や自助グループをはじめとする関係機関・団体等との連携を強化し、再発防止をさらに推進します。
- ・運転免許の取消処分を受けた飲酒運転違反者が受診しやすい環境を整えるため、指定医療機関の拡大を図ります。

4 今後のスケジュール（案）

- 令和8年 2月 部会※の開催（中間案）
 3月 常任委員会（中間案）
 3～4月 パブリックコメント
 5月 部会※の開催（最終案）
 6月 常任委員会（最終案）
 7月 計画の策定

※部会…三重県交通対策協議会に設けられた、警察本部、公益社団法人三重県酒新生会等で構成する「飲酒運転0をめざす部会」

6 「三重県循環型社会形成推進計画」（中間案）について

1 策定の趣旨

令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）は対象期間が令和7年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢をふまえ、今後5年間を対象期間とする新たな計画を策定します。

本計画では、「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進することとします。

2 中間案の概要（別紙参照）

第1章 計画の基本的な考え方

資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進します。

みんなで築く安全・安心な三重の循環型社会
～循環経済への移行によるより良い暮らしをめざして～

第2章 取組方向と施策

計画の基本的な考え方をふまえ、今後5年間の取組について3つの取組方向－施策－主な取組に整理したうえで、持続可能な循環型社会の構築をめざします。

取組方向	施策
1 資源循環の前提となる安全・安心の確保	1-1 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保
	1-2 優良な事業者・処理業者の育成
	1-3 不法投棄等の不適正処理事案への対応
2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進	2-1 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進
	2-2 動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進
	2-3 地域のコーディネーター
3 持続可能な廃棄物処理体制の確保	3-1 廃棄物処理体制の強じん化
	3-2 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実

第3章 計画の目標

持続可能な循環型社会の構築をめざすための県の取組の成果を示す指標として施策毎に目標を設定します。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物等の処理状況のトレンドを継続的に確認するため、モニタリング指標を設定し、把握していきます。

第4章 計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、定期的に目標及び取組状況を把握し、評価・見直しを行っていくことが重要です。

このため、毎年度、県民・NPO、事業者、市町等さまざまな主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

3 今後のスケジュール（案）

令和7年12月	三重県環境審議会（中間案）
令和7年12月～	パブリックコメント、市町意見照会
令和8年1月	
令和8年3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案） 三重県環境審議会（最終案、答申） 計画策定、公表

「三重県循環型社会形成推進計画」（中間案）概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨等

(1) 策定趣旨

- これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢をふまえ、新たな計画を策定。
- 資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進。

(2) 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「都道府県廃棄物処理計画」及び食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」に位置づけ。

(3) 計画の対象期間

2050年カーボンニュートラルを見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応しつつ、「三重県環境基本計画」の目標である令和12（2030）年度までにめざす「スマート社会みえ」の実現に向け、循環型社会の構築という課題に対応するため、対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間。

3 これまでの取組と残された主な課題

前計画では、持続可能な循環型社会の構築をめざすため、「新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題解決の両立に向けて～」の基本理念のもと、5つの取組方向と12の施策に整理し、取組を推進。

一般廃棄物については、1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、令和5年度は892g/人・日。資源化率は、令和元年度のRDF焼却・発電の終了に伴いRDF製造が減少したことで、令和5年度は19.5%。最終処分量は減少傾向にあり、令和5年度は16千トン。

産業廃棄物については、排出量、再生利用率、最終処分量ともおおむね横ばい傾向となっており、令和5年度はそれぞれ8,214千トン、40.1%、222千トン。

4 基本理念

みんなで築く安全・安心な三重の循環型社会
～循環経済への移行によるより良い暮らしをめざして～

第2章 取組方向と施策

取組方向1 資源循環の前提となる
安全・安心の確保

施策1-1

循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保

施策1-2

優良な事業者・処理業者の育成

施策1-3

不法投棄等の不適正処理事案への対応

取組方向2 地域課題の解決に資する
循環資源の利用促進

施策2-1

資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源
循環の促進

施策2-2

動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の
促進

施策2-3

地域のコーディネーター

取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保

施策3-1

廃棄物処理体制の強じん化

施策3-2

災害時の廃棄物処理体制の強化・充実

第3章 計画の目標

施策	主な取組	目標（現状値 → 令和12年度の目標値）									
取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保											
施策1-1 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保	- 排出事業者責任の徹底 - 各種リサイクル法に基づく取組の促進 - 再生資源の適切な循環利用の促進 - リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理の推進 - 不適正ヤード対応 - PCB廃棄物の適正処理の推進 - 最終処分場周辺環境整備事業 - 海洋ごみ対策の推進 - 適正処理に向けた市町への支援等	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>優良認定処理業者への委託率</td><td>50.7% (R5年度)</td><td>70.0%</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	優良認定処理業者への委託率	50.7% (R5年度)	70.0%			
	現状値	R12年度（目標値）									
優良認定処理業者への委託率	50.7% (R5年度)	70.0%									
施策1-2 優良な事業者・処理業者の育成	- 事業者への適正処理に向けた指導等 - 電子マニフェストの利用促進 - 優良認定処理業者の育成	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>優良産業処理業者認定制度により認定された事業者数</td><td>517事業者 (R6年度)</td><td>670事業者</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	優良産業処理業者認定制度により認定された事業者数	517事業者 (R6年度)	670事業者			
	現状値	R12年度（目標値）									
優良産業処理業者認定制度により認定された事業者数	517事業者 (R6年度)	670事業者									
施策1-3 不法投棄等の不適正処理事案への対応	- 産業廃棄物処理の監視・指導 - 建設系廃棄物対策 - 不法投棄等の防止に向けた取組の推進 - 環境修復事業後の取組	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）</td><td>15トン (R6年度)</td><td>10トン未満</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）	15トン (R6年度)	10トン未満			
	現状値	R12年度（目標値）									
不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）	15トン (R6年度)	10トン未満									
取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進											
施策2-1 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進	- 産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援 - プラスチック資源循環の高度化 - 新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進 - 不適正ヤード対応（再掲） - 廃棄物等のリサイクル技術の研究開発 - 認定リサイクル製品の普及・利用拡大 - 環境に配慮した製品の生産・利用促進 - 一般廃棄物の3Rの促進 - ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進 - 高度なりサイクルシステムの促進 - 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進 - 資源のスマートな利用の促進 - 多量排出事業者による取組の促進 - 各種リサイクル法に基づく取組の促進（再掲） - 食品ロスの削減	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）</td><td>—</td><td>45件</td></tr> <tr> <td>②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数</td><td>15市町 (R7年度)</td><td>29市町</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）	—	45件	②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15市町 (R7年度)	29市町
	現状値	R12年度（目標値）									
①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）	—	45件									
②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15市町 (R7年度)	29市町									
施策2-2 動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進	- 事業者と連携した取組の推進 - プラスチック資源循環の高度化（再掲） - 新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進（再掲） - 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり - 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進（再掲）	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）</td><td>—</td><td>50事業者</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）	—	50事業者			
	現状値	R12年度（目標値）									
事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）	—	50事業者									
施策2-3 地域のコーディネーター	- 事業者と連携した取組の推進（再掲） - 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保 - Web等を活用した情報発信 - 関係機関との連携による啓発活動 - 廃棄物の適正な処理の推進等に係る取組に対する顕彰制度	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）</td><td>—</td><td>1,550人</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）	—	1,550人			
	現状値	R12年度（目標値）									
資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）	—	1,550人									
取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保											
施策3-1 廃棄物処理体制の強じん化	- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化 - 適正処理に向けた市町への支援等（再掲） - ポストRDFに向けた支援等 - 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実 - 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保（再掲）	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定</td><td>—</td><td>策定済み</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	—	策定済み			
	現状値	R12年度（目標値）									
ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	—	策定済み									
施策3-2 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実	- 災害廃棄物の処理体制の強化 - 災害廃棄物処理を担う人材の育成 - 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実（再掲）	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数</td><td>21機関 (R6年度)</td><td>41機関</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	21機関 (R6年度)	41機関			
	現状値	R12年度（目標値）									
災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	21機関 (R6年度)	41機関									

モニタリング指標	
現状値 (R5年度実績)	R12年度の見込み
1人1日あたりのごみ排出量	
892g/人・日	862g/人・日
一般廃棄物の資源化率	
19.5%	19.7%
一般廃棄物の最終処分量	
16千トン	15千トン
産業廃棄物の排出量	
8,214千トン	7,968千トン
産業廃棄物の再生利用率	
40.1%	42.0%
産業廃棄物の最終処分量	
222千トン	219千トン
食品ロス削減率	
家庭系43.4%減 事業系6.6%減 (R2年度実績比)	家庭系50%減 事業系15%減 (R2年度実績比)

第4章 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、定期的に目標及び取組状況を把握し、評価・見直しを行っていくことが重要。
このため、毎年度、県民・NPO、事業者、市町等さまざまな主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保。

7 「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

1 適用対象の拡大

太陽光発電施設の設置等に関しては、令和6年3月の三重県議会からの提言を受け、庁内に設置された「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入検討部会」等において、事例の調査、市町のエネルギー・環境担当部局へのヒアリング、他県の情報収集等を行ってきました。

こうした検討状況や、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改訂や「林地開発許可制度」運用見直しと歩調を合わせて、三重県環境影響評価条例の対象とする規模要件を見直すなど適用対象の拡大を進めていきます。

2 対応方針

適用対象の拡大にあたっては、国の動向を注視し、山梨県、兵庫県、奈良県等の先行自治体の運用等を参考にするとともに、三重県環境審議会では有識者を含めさまざまな方の意見を聴くなど、三重県の実態に即した要件となるよう検討していきます。

※他自治体における条例対象規模（太陽光発電施設の設置）

- ① 山梨県：9ha（森林区域は0.5ha）、② ③ 兵庫県・奈良県：5ha
- ④ 三重県：10ha（自然公園法等の特別地域は5ha）、⑤ 滋賀県：20ha（森林区域は15ha）

3 今後のスケジュール（案）

令和7年12月 三重県環境審議会（諮問・部会の設置）

令和8年1月以降 三重県環境審議会部会による詳細審議

○環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価は、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴いたうえで、環境の保全について適正な配慮を行い、事業に反映させることを目的とした制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、環境影響評価法は規模が大きく環境影響の程度が著しいものになるおそれがある事業を対象としており、都道府県等が定める条例は地域の実情に応じて、比較的規模の小さい事業を対象としています。

8 「三重県地球温暖化対策総合計画」の進捗状況及び見直しについて

県は、2023（令和5）年3月に、「三重県地球温暖化対策総合計画」（以下「総合計画」という。）を改定し、2030（令和12）年度における三重県域の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比47%削減、県の事務事業の実施による温室効果ガス排出量を52%削減する目標を掲げ取組を進めており、進捗状況を取りまとめました（別冊2）。

なお、令和7年2月の閣議決定により改定された国の「地球温暖化対策計画」の内容をふまえ、総合計画の必要な見直しを行います。

1 温室効果ガスの削減

（1）三重県域の排出状況

2022（令和4）年度の三重県域の温室効果ガス排出量は、23,559千t-CO₂でした。吸収源活動による吸収量739千t-CO₂を含めた温室効果ガス排出量は22,819千t-CO₂となり、総合計画の基準年度である2013（平成25）年度と比べて16.4%の減少、前年度と比べて4.0%の減少となっています（表1）。

なお、2013（平成25）年度以降の排出量の推移は、国内外の経済動向などにより増減があるものの、概ね減少傾向にあります。

表1 三重県域における温室効果ガス排出量（単位：千t-CO₂）

	2013 基準年度	～	2019 実績値	2020 実績値	2021 実績値	2022		～	2030 削減目標 対2013年度
						実績値	増減割合 対2013年度		
三重県域	27,282	～	23,868	23,117	23,760	22,819 〔前年度比 ▲4.0%〕	▲16.4%	～	▲47%

（2）主な取組状況（令和6年度環境共生局分）

① 地球温暖化対策計画書制度ヒアリング調査

事業活動に伴う温室効果ガス排出削減の自主的な取組を進めるため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗状況等について個別にヒアリング調査を実施しており、97事業者を訪問しました。

② 脱炭素経営支援

県内の3事業者に専門のアドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定など、企業の「脱炭素経営」に向けた伴走型支援を行いました。

③ 「みえデコ活」の推進

国が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（愛称：デコ活）」の県内での展開と定着を図る「みえデコ活」の取組として、ウェブサイトや動画等で周知したほか、省エネ家電の利用を促進する「みえデコ活！省エネ家電購入応援キャンペーン」（キャンペーン期間：令和6年4月5日～8月8日）を実施しました。省エネ家電約 15,000 台が購入されたことによる温室効果ガス排出削減効果は、年間で約 1,900 t-CO₂となりました。

④ 自家消費型太陽光発電設備等の導入促進

ア 太陽光発電設備等設置費補助

太陽光発電設備と蓄電池を導入するために必要な経費の一部を補助する事業を実施（事業者向け 24 件、個人向け 22 市町で 158 件）したことによる温室効果ガス排出削減効果は、年間で約 1,280 t-CO₂となりました。

イ 太陽光発電設備等共同購入

太陽光発電設備や蓄電池を一括して発注することによるスケールメリットを活かした価格低減を図る共同購入事業を全市町の協力のもと実施し、117 世帯で契約されたことによる温室効果ガス排出削減効果は、年間で約 216 t-CO₂となりました。

2 気候変動への適応

（1）主な取組状況（令和6年度環境共生局分）

ホームページやラジオ等、さまざまな媒体で熱中症に関する注意喚起を行うとともに、市町と連携して熱中症対策の強化を図り、全市町において指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定が行われました。また、各部局が関係機関と連携し、それぞれが主体的かつ積極的に熱中症対策を進めるよう、情報の共有等を行いました。

（2）基盤的施策の推進

気候変動影響及び気候変動適応に関する情報収集等の拠点である三重県気候変動適応センターと連携し、情報収集、普及啓発等を行いました。

3 県事務事業における取組

（1）温室効果ガス排出状況

県事務事業における 2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量（下水道事業、水道・工業用水道事業を除く）は、46,972 t-CO₂であり、2013（平成25）年度と比べて 20.3% 減少、前年度と比べて 3.8% 増加しました（表2）。

表2 県事務事業における温室効果ガス排出量

(単位: t-CO₂)

	2013 基準年度	～	2021 実績値	2022 実績値	2023 実績値	2024		～	2030 削減目標 対2013年度
						実績値	増減割合 対2013年度		
県事務事業	58,930	～	45,391	45,059	45,261	46,972 (前年度比 3.8%増)	▲20.3%	～	▲52%
流域下水道事業 (県土整備部)	26,115		24,936	26,602	23,177	23,392	▲10.4%		▲36%
水道・工業用水道 事業(企業庁)	27,356		23,571	24,794	24,591	23,340	▲14.7%		▲47%

(2) 主な取組状況(令和6年度分)

各部局等において、LED照明化、公用車の電動車化等の温室効果ガス排出削減に向けた取組を進めました。

また、県総合博物館へPPA(電力販売契約)モデルによる太陽光発電設備約196kWを導入し、県人権センターでは、太陽光発電付きカーポート(ソーラーカーポート)および電気自動車を導入してゼロカーボンドライブ(走行時のCO₂排出量がゼロの運転)を推進しました。これらの取組による温室効果ガス排出削減効果は、年間で約97t-CO₂となりました。

4 総合計画の進捗管理

(1) 進捗管理

総合計画を着実に推進し、実効あるものとするため、県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を令和7年9月に開催し、温室効果ガスの排出状況や総合計画の進捗状況等について、委員から評価いただくなど、進捗管理を行っています。

また、三重県における脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、知事を本部長とする「三重県脱炭素社会推進本部」を令和7年8月に開催し、温室効果ガスの削減状況及び各部局等における取組状況等の情報を共有し、関係部局等と連携・調整を図っています。

(2) 三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会における主な意見

① 計画全体に係る意見

- ・令和7年2月に国の地球温暖化対策計画が改定されたが、三重県の総合計画改定の動きはあるのか。
- ・地方創生と一体で地球温暖化対策を進めることが重要である。
- ・県内のそれぞれの地域特性にあった取組を行うことが効果的である。
- ・太陽光発電設備の設置には、生活環境や生物多様性の観点等から慎重な検討が必要である。

② 県事務事業に係る意見

- ・部局ごとの目標、取組の方向性を明確にする必要はないか。
- ・県有施設に再生可能エネルギー由来の電気調達を検討した方が良いのではないか。

5 総合計画の見直し及び今後のスケジュール

(1) 趣旨

国は、2025（令和7）年2月の閣議決定により改定された「地球温暖化対策計画」において、2050年ネット・ゼロに向け2035（令和17）年度及び2040（令和22）年度の削減目標を明確にし、目標達成に資する対策・施策を示しました。そのなかで、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間に新たに地域脱炭素の実行集中期間と位置づけました。

県においては、総合計画について国の計画と整合を図り、中長期的な観点で検討するとともに、削減目標達成に向け実効性をより高めるため、必要な見直しを進めます。

(2) 今後のスケジュール（案）

令和7年12月	三重県環境審議会（諮問・部会の設置）
令和8年1月降	三重県環境審議会部会による詳細審議
令和9年3月	総合計画改定予定

9 「第10次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理について

1 水質総量削減制度

水質総量削減制度は、人口や産業の集中により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、昭和53年の水質汚濁防止法改正により導入された制度です。

この制度では、環境大臣が指定水域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）ごとに「総量削減基本方針」を定め、これに基づき関係都府県知事が「総量削減計画」を策定し、汚濁負荷量の削減に計画的に取り組むこととされています。削減対象は、化学的酸素要求量（COD）、窒素、リンの3項目であり、総量規制基準の適用などを通じて水質改善を図るものです。これまでの取組により、これらの環境基準達成率は向上しており、伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減目標は達成されている状況です。

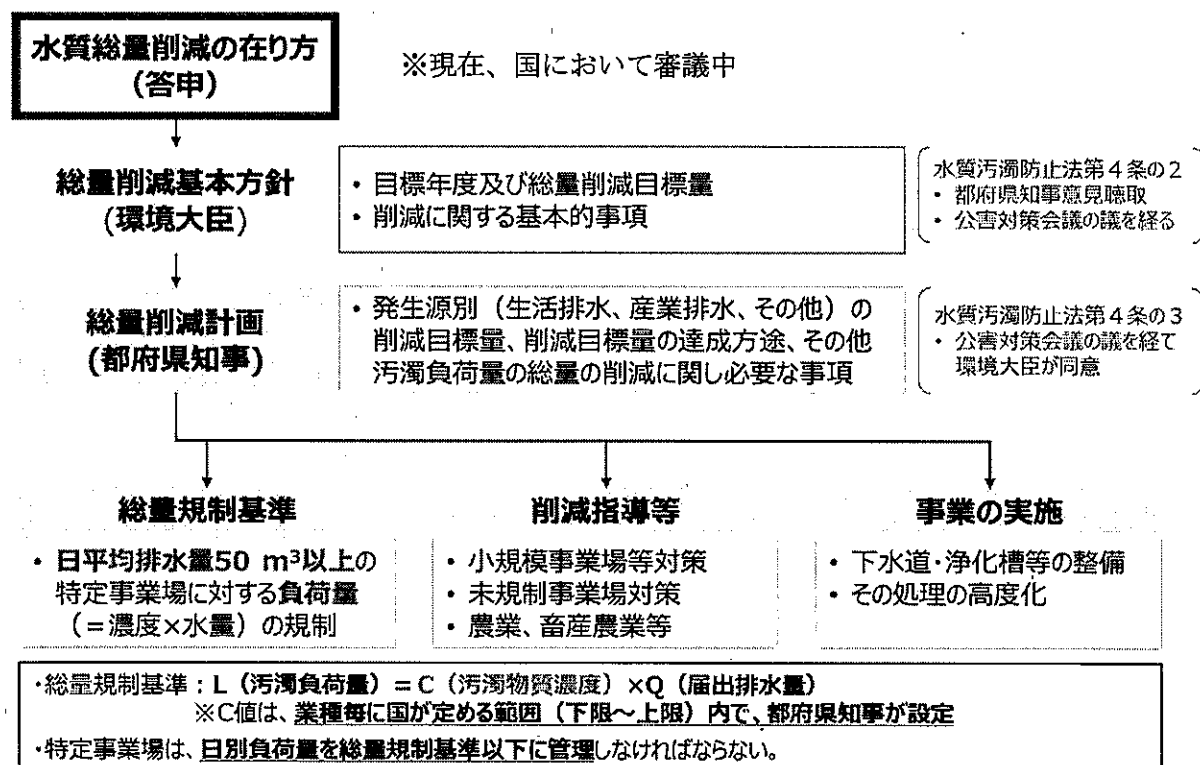
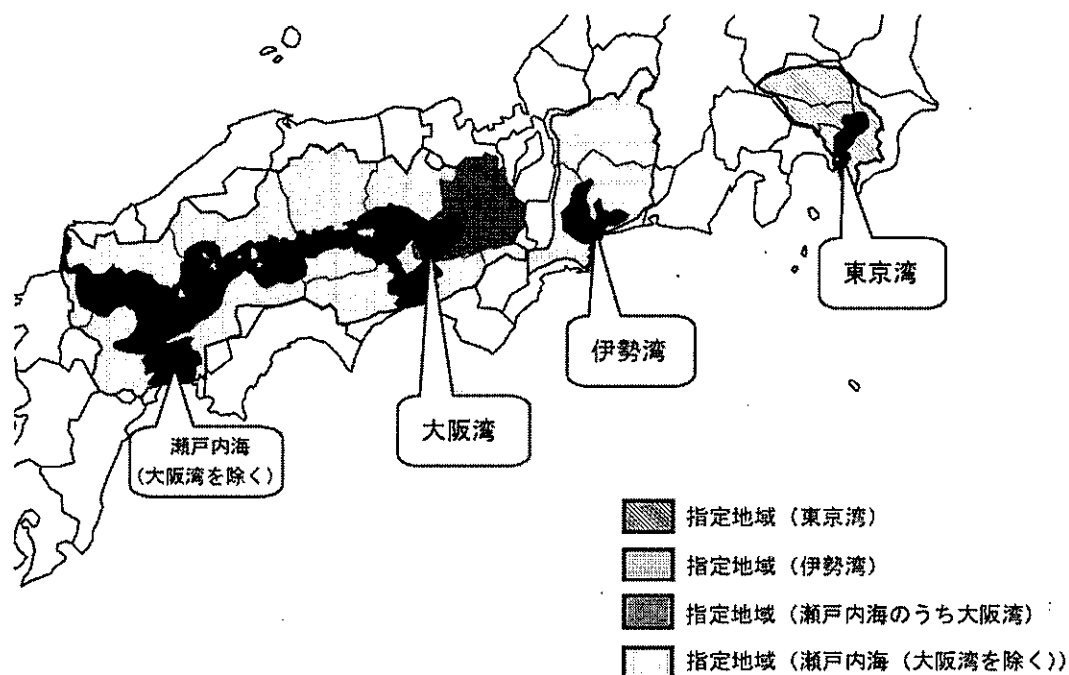


図1 水質総量削減制度の概要

（出典：環境省 中央環境審議会 総量削減専門委員会（第1回）資料）



【関係都府県】

東京湾	(4 都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3 県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5 府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11 県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図2 指定水域及び指定地域

(出典：環境省 中央環境審議会 総量削減専門委員会 (第1回) 資料)

2 国の動向

現在、国において「第10次水質総量削減の在り方」について審議が進められており、「第10次水質総量削減の在り方について(骨子案)」における主な内容は、次のとおりです。

(1) 伊勢湾における水環境の現状と課題

- ・ 環境基準達成率は、窒素、りんで向上している。一方、CODでは低い。
- ・ 赤潮の発生件数は長期的に減少傾向にあるが、近年では横ばいで推移している。
- ・ 夏期を中心に広範囲で長期にわたる貧酸素水塊が発生し、その面積は長期的に増大傾向である。
- ・ ノリやアサリ等の水産資源の生産量の低下が課題となっており、栄養塩類供給のニーズは高い。

(2) 総合的な水環境管理の在り方

①総量削減から総量管理への転換

- ・ 地域のニーズや課題等に応じて、海域ごとに目指すべき水環境の姿を地域が主体となって定め、きめ細かな水環境管理への転換を図ることが重要である。
- ・ 海域の状況が現状よりも悪化することがないように、汚濁負荷削減に係る基本的な枠組みは維持しつつ、海域ごとに柔軟かつ順応的に栄養塩類の管理を可能とするなど、削減一辺倒であった総量削減制度からきめ細かな水環境管理を行える「総量管理制度」への転換を図る。

②汚濁負荷の総量管理

- ・ 9次にわたる水質総量削減の進展により改善してきた水質状況から悪化させることがないように（現状非悪化）、総量削減制度の基本的な枠組みは「総量管理制度」においても維持する。
- ・ 依然として水環境保全上の課題が残る海域や栄養塩類の不足が指摘されている海域が混在する状況をふまえ、「管理目標量」（従来の削減目標量）については柔軟に設定すべきである。なお、増加させる場合には、実現可能性を考慮の上、水環境保全上の支障がない範囲で行う必要がある。

③地域のニーズに応じた順応的な栄養塩類管理

- ・ 「総量管理制度」の下で、環境悪化の恐れがなく地域のニーズがある場合には、地域の生業が共存できる形できめ細かな水質管理を行うことができるよう、栄養塩類管理計画の策定による栄養塩類管理を可能とすることが妥当である。

④その他の水環境管理に係る対策の推進

- ・ 多様な生物の生産・生育の場である藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善といった手法を総合的に講ずることで、美しい景観の保全や良好な水環境の創出と利活用などの多様化する地域のニーズに応じた水環境管理の実現を目指すべきである。

⑤目標年度

- ・ 第10次水質総量削減の目標年度は、令和11年度を基本としつつ、「総量管理制度」への転換等に係る制度的措置の対応状況をふまえ設定することが適当である。

3 今後の対応方針

現在、国で審議が進められている「第10次水質総量削減の在り方」の内容等をふまえ、県の次期計画の策定のための検討を進めます。

4 今後のスケジュール（案）

令和7年12月	三重県環境審議会	（諮問・部会の設置）
令和8年1月以降	三重県環境審議会部会による詳細審議	

10 各種審議会等の審議状況について

(令和7年9月25日～令和7年11月24日)

1 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和7年10月29日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 秋山 則子 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和7年度事業の進捗状況について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年3月頃（予定）

2 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和7年10月24日（第2部会） (2) 令和7年10月27日（第3部会） (3) 令和7年11月4日（第1部会） (4) 令和7年11月19日（第3部会） (5) 令和7年11月21日（第2部会）
3 委員	第1部会 部会長 山下 純生 副部会長 深谷 百合子 委 員 佐野 智成 他3名 第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 渡邊 聡子 委 員 明石 須美子 他3名 第3部会 部会長 小林 慶太郎 副部会長 山口 颯一 委 員 伊藤 佳代子 他2名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の実施状況への評価および第3次三重県男女共同参画基本計画の改定について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年11月25日 第1部会 令和8年2月頃（予定） 全体会

3 三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年10月21日
3 委員	委員長 森泉 慎吾 委 員 黒田 朱里 他3名
4 諮問事項	三重県交通安全研修センター指定管理者の選定について
5 調査審議結果	申請者からの事業計画の概要等に係る説明を受け、質疑応答および総合審査が行われ、指定管理候補者が選定された。
6 備考	次回開催日：なし

4 三重県環境審議会 廃棄物部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物部会
2 開催年月日	令和7年11月21日
3 委員	部会長 岡島 賢治 部会長代理 花嶋 温子 委員 浮田 美里 他7名
4 諮問事項	「三重県循環型社会形成推進計画」の策定について
5 調査審議結果	次期「三重県循環型社会形成推進計画」（中間案）について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日： 令和8年2月頃（予定）

5 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	令和7年10月16日
3 委員	部会長 宮岡邦任 委 員 瀬瀬佑衣 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく土地掘削許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項の規定に基づく土地掘削許可申請（志摩市内）について審議が行われ、許可が適当であると決議された。
6 備考	次回開催日：未定